

「ソヴィエツト、ロシア」に於ては労働時間は一日八時間であり休日の前日には六時間に短縮される。労働時間の此の短縮は地方的規則に依つて休日の後の日に振り替へることを得る。斯くして例へば店舗に於ては月曜日に於て週の他の日より二時間遅く迄労働する。

上に述べた原則に従ひ或る他の國の法律は店員に對し日を明定せずして一週に一日の半休を與へてゐる。「ジブラルター」、「タスマニア」及び「グレナダ」に於ては法律は單に半休日の規定し併かも何等の條件をも附してない。他方南濠洲、英領「コロンビア」、「ケニア」及び「ニュー、ジブラルター」、「オランダ」、自由國、和蘭、「バーゼル」市、「トランスヴァール」並に「ヴィクトリア」州に於ては法律は半休日を午後一時に始むべきことを規定してゐる。「クイーンズランド」及び「ナタール」に於ては半休日は土曜日に午後一時よりと定め又西濠洲に於ても別段の規定なき限り之と同様である。

土曜日又は或る其の他の労働日に半休を與ふことは一週の労働時間を短縮する方法であることもあるし又は週の他の日に亘り労働時間を配分することでもある。波蘭は前者の例であり土曜日の最長限は六時間で一週の労働時間は四十六時間である。他の多くの國に於ては半休日に相當する時間は週の他の日に配分されるが、併し特定の最長限度を超えることを得ない。

第二款 其他の配分方法

法律は日又は週に依つて正規労働時間の最長限度を定むるとは云へ、諸國の法規は是等の最長限度を或る事情に於て一層長き期間に亘り配分することを認めてゐる。

法規が工業的及び商業的施設物に等しく適用する處では、斯る配分制度は屢々交替制度を以て行はるる労働又は正規の最長限度を適用し得ざる労働に付て認めてゐる。併し、如何なる程度に於て是等の規定が本報告書に於て取扱ふ種類の施設物に使用せらるゝ給料被傭者に適用するかを決定することは困難である。伊太利、白耳義、「ラトヴィア」及び「ユーゴ、スラヴィア」に於ては、法律は此の種の配分を交替制を以て行はるゝ労働に對し認めてゐる。伊太利に於ては一週間の労働時間は一年に付又白耳義及び「ラトヴィア」に於ては三週間に付平均四十八時間を越ゆることを得ない。「ユーゴ、スラヴィア」に於ては、それは三週間に付平均六十時間に達することを得る。白耳義に於ては豫め關係團體の協定が必要である。伊太利に於ても亦新しき配分方法は關係當事者の協定に依るか又は勅令を以て許可された場合のみ認められる。

次ぎの諸國の法律は正規最長限度が餘りに嚴であると認めらるゝ場合に労働時間の異なる配分を許してゐる。即ち獨逸、芬蘭、佛蘭西、「グアテマラ」是れである。獨逸に於ては、労働時間は四十八時間の一週間又は九十六時間の二週間に亘り配分することを得る。芬蘭に於ては八時間制に關する一九一七年十一月二十七日の法律は商業的施設物、事務所及び倉庫、宿屋、旅館及び「カフェ」並に類似の施設

物に付て九十六時間を二週間に配分することを認めてゐる。病院及び監獄、自動車及び運送業務、郵便、税關及電話事務並に運河運送に於て百九十二時間を四週間に配分することを認めてゐる。佛蘭西に於ては、使用者團體又は労働者團體の要求に基き、一切の關係團體に諮問し且つその間に團體協約が存する場合には之を考慮して發する省令を以て、正規の制度に等しく併かも異なる期間に基く協定を一時許可することを得る。斯る協定は行政規則に依つて確認せらるゝに非ざれば拘束力を有しない。「グアテマラ」の規定も同様であるが、事前的諮問を必要としてゐない。商工大臣は業務の性質及びそれが行はるゝ場所を基礎として當該週以外の期間に亘り労働時間を配分する爲めの規則を發することを得る。

上に述べた、異なる配分制度を認むる法律は、芬蘭の規定は別として、規定を適用し得べき施設物を明記してゐない。併し乍ら、他の法律は明示的に此の點を取扱つてゐる。和蘭に於ては事務所に付ては最長限度一日十時間、一週五十五時間、一年二千五百時間であつて労働大臣は労働時間を一年に亘り平均することを許可することを得る。「チエコスロヴァキア」に於ては運送取扱業及び藥種業に於ける労働時間は四週間の期間中の労働時間の總數が百九十二を超えざることを條件として四週間の一期間に亘り平均することを得る。「ソヴェット、ロシア」に於ては娛樂場所に付て及び公衆保健施設の被傭者に付て、労働時間を一ヶ月に亘り平均することを得又或る種の郵便及び電信被傭者に付て二ヶ月に

亘り平均することを得る。白耳義及び希臘に於ては、或る種の施設物に付て労働時間を數ヶ月に亘り配分することを得るも、右の數ヶ月の或る期間中に於て許されたるより長き労働時間は殘餘の期間中に於て規定せられたるより短き時間に依つて補償されなければならない。斯くして白耳義に於ては旅客業に於ける労働時間は七月より九月までは九時間、十月より三月までは七時間半である。希臘に於ては、一萬以上の人口を有する沿岸都市の卸賣店に付ては労働時間は冬期には九時間、夏期には九時間半であり、煙草店に付ては冬期は十時間、夏期は十時間半であり、藥局及び藥種店に付ては十一月より三月迄は十時間、爾餘の月中は十時間半、を超ゆることを得ない。

第四節 損失時間の填補及び超過時間に對する補償

第一款 損失時間の填補

損失時間の填補は工業的及び商業的施設物の双方に適用する歐羅巴の法令の或る制度（奧地利、佛蘭西、獨逸、伊太利及び西班牙）及び店舗のみに於ける労働時間を規律する三つの法律即ち「ケニア」、「タスマニア」及び「ヴィクトリア」の法律に於て認められてゐる。

是等の諸國に於て損失時間填補を認め得る理由は次ぎの表に示されてゐる。

は店主は公の休日の直前の半休日に法定閉店時間後お客に應待する爲め店舗を開いておくの權利を有する。「ヴィクトリア」に於ては土曜日以外の一切の日に公の休日の爲店舗を閉ぢたる場合には公の休日があつた週の二日間店員を十二時間働かすことを認められる。「タスマニア」に於ては同様の規定が婦人及び兒童に適用してゐる。

第二款 超過時間に對する補償

労働時間を延長しなければならない場合には、法律に依り規定せられた限度に於て且つ殆ど常に特別の報酬を條件として超過時間を利用することを得る。或る法律制度は又労働した超過時間を相殺すべき他の時間を認めてゐる。是等の法規の或るものは、亞爾然丁の「ツークマン」州の法律中に含まれるものゝ如く全く一般的であるが、右「ツークマン」州の法律は「労働の性質上商業又は一般利益を明白に阻害せずしては法定の労働時間の終りに停止することを得ない労働を遂行する給料被傭者は賃銀よりの一切の控除又は賃銀の減額を受けずして法定最長限度を超えて労働せる時間に等しき休憩時間を受ける權利を有する」ことを規定してゐる。

他の規定は「ウルグアイ」の法律中に含まれるものゝ如く一層特別のものであるが、右「ウルグアイ」の法律は均衡を得又は他の例外的労働の爲のみ超過的時間を認めてゐる。

白耳義に於ては、企業の正規労働時間を超えて一日に二時間準備的又は附隨的労働に従事する者はその年度内に於て二十六日の補償的休日を與へられねばならない。尙ほ勅令は肉屋及び其の他の店舗の如き商業の或る部門に付て一般企業に對し法律に依りて定められた處よりは長き正規最長時間を定め且つ之に對し労働者に一部の補償を與ふべきものとしてゐる。例へば肉屋に於ては正規最長時間は日曜日を含み一週五十二時間である。屋内労働者たると屋外労働者たるとを問はず三人又はそれ以上の労働者を使用する小賣商店に於ては、日曜日に又は正規の四十八時間の外に、四時間労働を行ふことを得るし、屋内従業員たると屋外従業員たるとを問はず單に一名又は二名の従業員を使用する店舗に於ては正規の最長限度を構成する五十四時間に、日曜日に於て、四時間を加ふことを得る。右に述べた各個の場合に於て是等の規定の適用を受ける従業員に對し全三十日の補償的休日を與ふべきことを規定してゐる。

勃牙利に於ては、商業、理髮店及び浴場に付て、土曜日に正規の入時間制が認められてゐるが併し此の場合には正規の休日の外に、一ヶ月又は一年に付て同數の有給休日を與へねばならない。

第五節 概 要

上述の觀察よりして若干の一般的結論を抽出し得る。第一に、少數の例外を除いては、多數の國は勞

働時間を以て規定の休憩時間を除き被傭者が彼れの使用者に依り自由に使用せらるゝ時間を意味するものとしてゐるものゝ如くである。正規労働時間に關しては、商業的企業に適用する大多數の法律制度は之を一日八時間又は一週四十八時間と定めてゐる。實際上、是等の時間又は一層短き時間は三十一中二十四の法律制度に於て規定せられてゐる最長限度である。例へば芬蘭に於ては商業被傭者の一週的最長限度は四十七時間であり、波蘭に於ては四十六時間であり、「ラトヴィア」及び「ソヴィエット、ロシア」に於ては智的労働者の一日の労働時間の最長限度は六時間である。店舗のみに適用する法律は一般に一層長き時間を規定してゐる。併し乍ら、そのうち若干のものは又四十八時間の最長限度を採用してゐる。店舗に關する二十四個の法律中六個は労働時間は四十八時間を超ゆべからずと規定し、八個は五十二時間を超ゆべからずとし、二個は五十四時間まで達し、八個は六十時間又は夫れ以上である。

事務所に於ては、一日八時間一週四十八時間の最長限度が最も廣く行はれてゐる。或る國例へば埃地利、「バーゼル」市、佛蘭西、希臘、和蘭、「クーンズランド」及び「ヴィクトリア」の如きに於ては、一般企業に對し定めらるゝよりも一層長き正規最長限度を或る部門に對し認めてゐる。

併し、極めて多數の國に於ては社會の要求に應ずる爲絶えず労働しなければならないところの病院、

旅館、料理店其の他の如き種類の企業に付ても亦一般正規の最長限度を定めてゐる。事實、本章に於て取扱ふ種類の企業にして四十八時間制を定めてゐる國が一國もないようなものはない。此の觀察は結論的ではないにしても、一般正規の労働時間としての此の限度を採用するに當り何等打破し難き困難も存在せざることを推測せしめる。

一日又は一週を超ゆる期間に亘る労働時間の配分は若干の國に於て規定せらるゝ處であるが、然し主として労働の性質上比較的に弾力性の必要のある或る種の企業に對し規定せられてゐる。是等の配分は、畢竟極めて制限された限度に於て一般に使用さるゝ實施方法に過ぎないのであつて、労働時間の最長限度の原則に影響を及ぼさない。

損失時間の填補及び超過時間の補償は、既に明かなる如く、極めて廣く行はれてゐるものゝ如くには思はれない。其の目的とする處は單に法律に依つて規定された正規労働時間を何等かの意味に於て調整することであり、従つて其の効果たるや實際上起る各種の場合を考慮して、労働時間に付て規定された最長限度の遵守を出來得る限り確保することに在る。

第四章 除外例

第一節 法律規定

法律が一切の事情に於て嚴格に遵守されなければならない労働時間を定むることは極めて稀なことである。大抵の法律は除外例を規定し且つ是等の除外例は或る點に於ては異つてゐるが、或る共通の特徴を有してゐる。本章に於ては是等の除外例を分析して見ようと思ふ。除外例の制度を分析するに先ち、工業及び商業に等しく適用する一般的法令を有する若干の國に於て、商業的施設物そのものに必要とする除外規定を設くるに當り如何なる手續を採つたかを示すことが便宜のように思はれる。問題の法令は分類することは困難であつて、各場合に付て考慮しなければならない。

奥地利に於ては、一九一九年の法律に依つて認められたる一般除外例の外に一九二〇年の施行規則は小賣食料品店、卸賣及び半卸賣商、問屋業、銀行、料理店及び「バー」、並に調髪業の如き特種の施設物に適用する除外例を規定してゐる。

白耳義に於ては、法律に依つて認められたもの外、勅令を以て特別の除外例を規定してゐる。

佛蘭西に於ては一九一九年の法律の實施規定を含む命令は各種の施設物に對し認めらるゝ除外例の全體を規定してゐる。同様の制度は「グエテマラ」に於ても行はれてゐる。

獨逸に於ては、産業的復員時代中給料被傭者の労働時間を規律する一九一九年の勅令は一九二三年の一般勅令——それ自體一九二七年四月十四日の法律に依つて改正された——中に合流された。併し一九二三年——一九二七年の一般勅令は工業及び商業に等しく適用する除外例を設け従つて獨逸の法律は此の見地より工業及び商業に等しく適用する法令の集團に分類することを得る。

「ラトヴィア」の一九二二年の法律は、一般的除外例の外に智的労働者に適用する特別の除外例を規定してゐる。給料被傭者は此の規定に依つて當然大なる程度に於て影響された。

和蘭に於ては、各種の施設物に對し認めらるゝ除外例は關係ある部分に於て指示されてゐる。

「パナマ」に於ては、一九一四年の法律の給料被傭者に適用する章は除外例に就ては何等の記載をもなしてないが、筋肉労働者に認めらるゝ除外例に關する部分の字句はそれが給料被傭者にも適用することとを示すものゝ如くである。

波蘭に於ては商業的施設物に於ける労働時間に關する一九二三年の命令は、一般的法律に依つて認めらるゝ除外例中何れが商業的施設物に適用するかを指示してゐる。

葡萄牙に於ては労働時間に關する規定を改正する命令は夫れゝ商業、工業及び一般的規定を取扱ふ三個の章を含んでゐる。是等の各章は除外例を含み、従つて商業に關する章に規定せらるゝ除外例及び一般的規定中に規定せらるゝ除外例は共に商業的施設物に適用する。

「サルヴァドル」に於ては、一九二七年の命令は商業的施設物及び藥種商に適用する除外例に關する特別規定を含んでゐる。

西班牙に於ては、一九一九年の法律の實施に關する一般的規定を定むる一九二〇年の命令は一般的性質の除外例を規定すると共に同年に入時間制に對する除外例を定むる爲發せられた他の命令は或る種の給料被傭者に就て特別の除外例を認めてゐる。

「ニュー、サウス、ウェールズ」、「クォーンズランド」、「ヴィクトリア」及び西濠洲に於ては店舗に對する除外例に關する規定は、特に労働時間に關し、工業的施設物に關する對當の規定より明瞭に區別されてゐる。

要之、獨逸及び「サルヴァドル」に於ては一般法令を以て、和蘭及び上述の濠洲諸州に於ては一般法令の特別の章又は部を以て、白耳義、澳地利及び波蘭に於ては一般法律及施行規則を以て、又西班牙及び葡萄牙に於ては行政命令を以て、例外を規定してゐる。佛蘭西及び「グアテマラ」に於ては除外例の表が各種の企業に關する施行規則中に示されてゐる。

第二節 認めらるゝ除外例の種類

疑に述べた正規の最長限度を越ゆる労働時間を認むる規定を見れば常に正規の最長限度を守る必要が

第二十一表 労働時間ニ關スル特別規定ニ從フ主要ナル企業

新 西 蘭	「オセアニア」 「ニュー、サウス、 ウェールズ」 「クォーンズラン ド」 「ヴィクトリア」				亞爾然丁 「コルドバ」 「サンタ、フェ」 智利 「ペル」 「サルヴァドル」 加奈陀 英領「コロンビア」 「イニトバ」 「オンタリオ」			
	Ep. b	S. b	S. b	Et.	Et.			
			S.					
			S.	Et.		b.		
			S.	Ep. ²	S. b.	S. b.	S. b.	Et. Et.
			S.					
							Sp. S. Et.	
							Ep. Ep.	

Et. 1 全部的免除、Ep. 1 或ル企業又ハ或ル種ノ労働者ニ關スル一部の免除、S. 1 労働時間ニ關スル特別規定、Sp. 1 或ル種ノ労働者ニ關スル特別規定、b. 1 除外例、(1)「リオ」市ノミニ關ス、(2)菓子屋ニ關ス、(3)一萬以上ノ人口ヲ有スル都市ニ於ケル「パン」屋ニ關ス

第二十一表 労働時間ニ關スル特別規定ニ從フ主要ナル企業

國名	旅館、料理店、其他	調製業	藥種商	「パン」屋	肉屋	娛樂場所	療養院、所及
歐羅巴	其ノカ、フ、エ、リ、店						
英吉利	Sp. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S.	Ep.
佛蘭西	Ep. Sp. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S.	Ep.
白耳義	Sp. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S.	Ep.
芬蘭	Sp. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S.	Ep.
獨逸	Sp. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S.	Ep.
英吉利	Sp. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S.	Ep.
希臘	Sp. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S.	Ep.
伊太利	Sp. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S.	Ep.
「ラトヴィア」	Sp. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S.	Ep.
「リスニア」	Sp. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S.	Ep.
和蘭	Sp. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S.	Ep.
波蘭	Sp. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S.	Ep.
葡萄牙	Sp. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S.	Ep.
西班牙	Sp. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S.	Ep.
瑞西	Sp. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S.	Ep.
「バーゼル」市	Sp. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S.	Ep.
「グラール」市	Sp. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S.	Ep.
「ソヴィエト」	Sp. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S.	Ep.
シニア	Sp. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S.	Ep.
阿弗利加							
南阿							
「オランダ」自由國	Ep. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S.	Ep.
「ナタール」	Ep. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S.	Ep.
「トランスヴァール」	Ep. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S.	Ep.
「ケニア」	Ep. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S.	Ep.
南西阿弗利加	Ep. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S.	Ep.
亞米利加							
「アルゼンチン」	Ep. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S.	Ep.
「ウルグワイ」	Ep. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S.	Ep.
「ペルー」	Ep. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S.	Ep.
「サルバドル」	Ep. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S.	Ep.
加奈陀	Ep. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S.	Ep.
英領「コロンビア」	Ep. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S.	Ep.
「ヤニトバ」	Ep. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S.	Ep.
「オンタリオ」	Ep. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S.	Ep.
「オセアニア」							
「ニュー、サウス、ウェールズ」	Ep. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S.	Ep.
「クイーンズラン」	Ep. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S.	Ep.
「タスマニア」	Ep. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S.	Ep.
新西蘭	Ep. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S. b.	S.	Ep.

Et. 1 全部の免除、Ep. 1 或ル企業又ハ或ル種ノ労働者ニ關スル一部の免除、S. 1 労働時間ニ關スル特別規定、Sp. 1 或ル種ノ労働者ニ關スル特別規定、b. 1 除外例、(1)「リオン」市ノミニ關ス、(2)菓子屋ニ關ス、(3)一萬以上ノ人口ヲ有スル都市ニ於ケル「パン」屋ニ關ス

ないと認めらるゝ或る種の企業及び或る種の給料被俯者の特別の要求に適應する爲各種の立法的措置が執られてゐることが分る。或る種の企業を労働時間の制限に従はしむることは危険であるが如き事情の存する場合には、之を一切の規律より全く免除するの措置が執られてゐる。此の場合は全部的除外例と認むることを得べく且つ既に「免除の標準」なる題目の下に取扱つた處である。

他の場合に於ては、たとひ或る種の企業の特別の必要が認めらるゝとも之を全部一切の規律より免除することが必要であるとは考へられないが、併し労働時間に關する前章に於て述べた如く是等の企業に對しては特別の制度が設けられてゐる。併し、是等の場合に於ても亦労働時間の一般正規の最長限度を考慮するならば、特別の制度は一般正規の最長限度が遵守されないといふ意味に於て除外例も同様である。

但し、免除の方法も又特別制度も工業及び商業の正當なる經濟的及び其の他の必要に適應せしむる爲には一般的に充分ではないと云ふことが出来る。實際特別の制度が存在すると否とを問はず、定められたる一般的又は特別の制度に對する除外例を設けることが必要であると常に認められた。第二十一表は現行法令が労働時間に關する一般的制限に對する除外例を認むる或る種の企業に就て當該企業の必要に適應せしむる爲如何にして上述の方法を個別的に又は同時に適用したかを示すものである。免除及び特別の制度に付ては既に前章に於て分析しておいた故に、茲には唯だ所謂除外例を研究する

必要がある。併し乍ら労働時間を短縮する場合に付ては取扱はない。是等の場合は、労働状態、企業内の状態、作業の性質其の他が労働者の健康を害する虞あり且つ従つてより短き時間が認めらるゝ或る種の企業に關する。斯る場合に於ては正規の最長限度を超えざるが故に、之を以て嚴格に除外例と稱することを得不い。

完全を期せんが爲には、唯だ適用を受くる一切の企業、或る種の企業又は或る種の給料被傭者に對し労働時間に關する一切の規定が停止される場合を擧げることが必要である。尙ほ此の種の停止は労働時間法令を以て規定せらるゝことは稀であつて、主として憲法の規定に依つて認められる。唯だ二箇國——白耳義及び「エクアドル」——は其の時間法令中に於て國の存立を危くする事情に處する爲全部的又は一部の停止に關する規定を含んでゐる。

要之、本章に於て問題とする處は單に超過時間の除外例である。斯る除外例は、之を認むる事情が繼續的性質のものであるか又は一時的性質のものであるかに従つて、永久的であるか又は一時的であり得る。

正規の労働時間以外に正規的に爲さねばならない或る種の労働並に或る種の監督及び監視義務に對し認めらるゝ永久的除外例は實際嚴格なる意味に於て除外例であるか否か疑問である。何となれば斯くの如き除外例は單に正規の労働時間の單なる一時的延長と認むべきであるからである。併し乍ら、茲

では正規の時間を延長し得べき場合に付て完全なる輪廓を示さんが爲めに、是等の場合を含めておかうと思ふ。

一時的除外例は通常災害、各種の原因より生ずる不測の作業の繁忙其の他又は定期的の作業の繁忙(店卸し、決算期、清算期其の他)に對して認められる。

第三節 超過時間

第一款 總 說

法令に依つて認めらるゝ一切の労働時間の延長及び之が條件に付て詳細に述ぶるに先ち、問題の一般原則を一層よく理解する爲是等の條件の性質及び超過時間を分類し得べき理由を簡單に述べておこう。

第一目、條 件

超過時間は一般に或る理由に依つて労働時間に關する一般的制限を嚴格に適用すれば企業の通常の機能は痛く阻害され従つて生産の損失を來たす場合に之を防止せんが爲に必要であるといふ根本的條件に依つてゐる。

但し、唯一の條件を以て適當にして且つ充分なる理由とする法令は極めて稀である。大多數の法令は

次ぎの如き他の條件を課してゐる。即ち超過時間は權限ある機關の許可を受け又は或る形式に従ふことを要すること又は斯る事前の條件を課することを得ざる場合には少くともそれが實際行はるゝ間或る程度の監督に従ふことは是れである。極めて少數の場合に於ては法令は又超過時間が企業若は其の従業員の一部若は一定の部分に適用する限りのみ之を許可し得ることを規定してゐる。尙ほ是等の規定は大多數の法令に於て、更に其の期間を制限する條件——法律夫れ自體が最長限度を定むるか又は之を規律する爲の或る指導原則を定むることに依りて——に依つて補充されてゐる。最後に大抵の國に於ては超過時間中行はるゝ労働に對しては高率を以て支拂ふことを要することを條件としてゐる。斯くして、現行法令の下には使用者が規定の正規労働時間を延長せんと欲する場合違はねばならない多數の條件が存在してゐる。

第二目、超過時間の分類

各種の法令に依つて認められてゐる超過時間の種類に付て一般的意見を述べんとせば各個の場合に於て附せらるゝ條件を考慮しなければならない。それ故に次ぎの諸表は認めらるゝ各種の延長のみならず課せらるる主なる條件例へば理由、事前的許可又は形式、最長限度及び報酬等をも示すものである。尙ほ分類が必要であり且つ此の目的の爲一定の標準を採用しなければならない故に、各種の法令が認むる理由に従ひ超過時間の種類を分類することが適當であると考へた。

或る法令は單に超過時間を認めて別に之を利用し得る事情に言及し居らざるが、大抵の法令は必要に應じ「例外的事情」、「特別の必要」其の他の如き一般的形式を以て超過時間の作業を爲し得べき理由を定むるか又は超過時間を許可し得る單一の理由を明瞭に規定してゐる。

正當なる理由の限定は時とすると例へば特種の企業、人又は業務を指示する程度迄に及んでゐる。

併し乍ら注意すべきことは超過時間を認むる若干の法令は他の法制に於て明瞭に規定せらるゝ超過時間に對する理由の多くを包含し得べきも、之を利用し得べき理由を限定せず又は單に此の目的の爲に一般的形式を使用してゐるのみであるといふことである。それ故に各種の制度の間に密接なる關係を附けることは困難である。

超過時間を認むる各種の理由は次ぎの如くである。

- (一) 店卸し、貸借對照表の作成、決算期、企業の解散、各種の計算書、正規労働時間中に行はれたる誤謬又は脱漏の訂正。
- (二) 商品の配達、取扱、發送、荷造若は包装、企業の設備又は移轉。
- (三) 準備的及び補助的労働特に労働構内の準備及び日の終りに於て之を整頓すること。
- (四) 技術的理由——構内の暖房、機械の維持。
- (五) 間歇的労働特に監督及び監視の職務。

超過時間に關する各種の條件に付ては法規の比較を容易ならしむる爲め、既に述べた超過時間の種類に従つて表中に分類しておいた。是等の規定——それは屢々同一の言葉を以て云ひ表はれてゐる——を單に擧げるだけでは何處まで比較し得るかを示す助けとならずして徒に荷を重くさせるであらう。尙ほ是等の表は専ら本報告書に依つて包含せらるゝ企業に關し且つ斯る企業に關する特別法より又は之に關する特別規定を包含する一般法より抽出した規定のみを含むものである。

除外例が特種の企業又は人に適用するといふことに付て一欄又は二欄に於て何等の指示も與へてゐない場合には、除外例は法令の適用を受くる一切の企業及び人に適用し得るものと見るべきである。

尙ほ次ぎの各表に付ては商業及び工業に等しく適用する法令を以て超過時間を認めてゐる國を示し且つ必要の場合特別の關係ある一切の規定に注意を喚起せる概要を掲げておいた。歐羅巴諸國に關しては此等の除外例に付ての詳細なる研究は「歐羅巴の産業に於ける勞働時間の規律」(The Regulation of Hours of Work in European Industry)中に見出される。

第二十三表は超過時間に關する理由を明記してゐない法令に關し、其の他の表は法令に明記せられてゐる各種の理由に關するものである。

第二十三表、明記してない理由に依る超過時間——亞爾然丁(「ツークーマン」)(註一)、「コスタ、リカ」(註二)、「チッコスロヴァキア」(註三)、「エクスドル」(註四)、獨逸(註五)、伊太利(註六)、「ラトヴィア」(註

七、「バナマ」(註八)、及び「ユーゴ、スラヴィア」(註九)に於ても同様の除外例が認められてゐる。
亞爾然丁(「ツークーマン」)、「エクアドル」、獨逸、伊太利、「ラトヴィア」及び「ユーゴ、スラヴィア」に於ては超過時間は關係ある當事者間の協約に依つて行はるゝ場合に許される。「エクアドル」に於ては労働監督官は協約の締結に協力しなければならない。

「チッコスロヴァキア」に於ては、此の除外例を利用するに先ち第一級又は第二級の行政官廳より許可を得ることを要する。「ツークーマン」州に於ても亦許可を得なければならない。

「コスタ、リカ」に於ては、一日の労働時間は十五時間を超ゆることを得ない。他の諸國に於ては超過時間は二時間に限られてゐる。そして「チッコスロヴァキア」及び「ツークーマン」に於ては此の超過時間は一定日數に限られ、又「エクアドル」に於ては一週に付十二時間に限られてゐる。

「ラトヴィア」を除いては、斯くして許可される超過時間に對しては労働者は特別の報酬を受くる權利を有する。

- (註一) 一九二三年三月二十四日の法律
- (註二) 一九二〇年八月十六日の法律
- (註三) 一九一八年十二月十九日の法律
- (註四) 一九二八年十月六日の法律
- (註五) 一九二七年四月十四日の勅令
- (註六) 一九二三年三月十五日の法令及一九二三年九月十日の命令
- (註七) 一九二二年三月二十四日の法律

第二十三表 特記セラレサル理由ニ依ル超過時間

國名及適用ヲ受クル施設物	除外例ヲ利用スルニ當リ遵守スヘキ形式	延長時間ノ最長限度又ハ超過時間ヲ含ム一日若ハ一週ノ労働時間ノ最長限度	報酬ノ率
「ニュー、サウス、ウェールズ」 年 少 者	作業場所ニ揭示スヘキ監督官ノ許可書	一年ニ五十二日以内一日三時間 一年ニ四十日以内一日三時間 午後八時過ぎ	特別率 特別率 特別率
「クホーンスランド」(註二) 菓子屋、料理店又ハ飲食店 (註三)	大臣ノ許可	一年ニ四十日以内一日十二時間	普通率
南 洋 洲 「ヴィクトリア」	監督官長ニ對スル事前ノ文書ニ依ル届出	一年ニ二十五日以内一日三時間	特別率
店 舗 一 般 或ル種ノ店舗(註四)	監督官長ノ文書ニ依ル同意	一週十時間、一年六週間	特別率
西 洋 洲	超過時間ノ開始後二十四時間以内ニ於テスル監督官長ニ對スル文書ニ依ル届出	一年ニ二十四日以内一日二時間半	特別率
新 西 蘭 旅館及料理店	次キノ二十四時間以内ニ於テスル監督官ニ對スル文書ニ依ル届出	一年ニ百八十日以内一日三時間	特別率

- (註一) 人口六千以下ノ場所並娛樂、保健及觀光ノ場所ニ於テハ労働時間ハ一週六十時間ヲ超エサル様按配スルコトヲ得但シ五十四時間ヲ超ユル一切ノ労働ニ對シテハ超過時間労働トシテ支拂フヘシ
- (註二) 此ノ除外例ハ十六歳未満ノ兒童ニ適用セス
- (註三) 男女給仕ニ關ス
- (註四) 「カフェー」、菓子屋及担粉屋、食堂、魚、又ハ牡蠣店、花、果物及野菜店、本屋、新聞賣捌店、煮燒肉(罐詰以外ノ)店、旅館、洋洲ノ酒精免許又ハ玉突場免許カ與ヘラルル場所、賭屋

〔註一〕 人口六千以下ノ場所並娛樂、保健及觀光ノ場所ニ於テハ勞働時間ハ一週六十時間ヲ超エサル様按配スルコトヲ得但シ五十時間ヲ超ユル一切ノ勞働ニ對シテハ超過時間勞働トシテ支拂フヘシ

〔註二〕 此ノ除外例ハ十六歳未滿ノ兒童ニ適用セス

〔註三〕 男女給仕ニ關ス

〔註四〕 「カフェー」、菓子屋及捏粉屋、食堂、魚、又ハ牡蠣店、花、果物及野菜店、本屋、新聞賣捌店、煮燒肉(罐詰以外ノ)店、旅館、旅館ノ酒精免許又ハ玉突場免許カ與ヘラルル場所、賭屋

第二十四表 店卸シ又ハ貸借對照表ノ作成ノ爲ノ超過時間

國名	除外例ノ性質	除外例ヲ利用スルニ當リ遵守スヘキ形式	延長時間ノ最長限度又ハ超過時間ヲ含ム一日若ハ一週ノ労働時間ノ最長限度	報酬ノ率
歐羅巴 丁抹 (兒童及年少者)	或ル種ノ事務所ニ於ケル定期的貸借對照表		午後六時ト十時トノ間ニ制限ナシ 制限ナシ但シ少クモ十二時間ノ不斷的休息時間(兒童及年少者ニ對シテハ十四時間)	普通率
芬蘭	店卸シ、貸借對照表		一年百〇四時間	普通率
佛蘭西	店卸シ、決算日、清算日	労働監督官ニ對スル事前ノ届出	一日四時間、一年百二十時間	特別率
波蘭	一年一回ノ店卸シ	労働監督局ニ對スル事前ノ届出	連續セル二日間ニ四時間、一年百二十時間	特別率
「ソヴィエツト、ロシア」	財政委員會事務所ニ於ケル資産負債表	労働監督局ニ依ル許可		特別率
阿弗利加 南阿	希 望 峰 店卸シ		一年ニ三十日以内一日三時間	普通率
ナ タ ル	店卸シ		一年ニ二十一日以内一日三時間	普通率
「トランスヴァール」	店卸シ	店舖監督官ニ對スル文書ニ依ル届出	一日二時間、一切ノ一週間ニ付四日又ハ一切ノ一年ニ付三十日	普通率
「ケニア」	店卸シ		一年百時間	普通率
南西阿弗利加	店卸シ		一切ノ一年ニ三十日以内一日三時間(一切ノ一日ニ付三時間ノ制限ハ卸賣業ノ店卸シニ適用セス)	普通率
亞米利加 「ボリザイア」	決算書ノ作成 貸借對照表及店卸シ			普通率
智利	店舖、店卸シ 事務所	次キノ二十四時間以内ニ於テスル監督官ニ對スル文書ニ依ル届出	一日三時間、一年百二十時間	特別率
「オセアニア」	日々帳尻ヲ合ハス場合日々ノ取引後現金又ハ出納簿ヲ照合スル爲ノ現金係又ハ出納簿係 帳簿ノ定期的決算ノ爲ノ察帳係 事務所ノ業務ノ一年又ハ半年毎ノ決算ノ爲ノ事務所被借者 日々ノ取引ノ爲ノ帳簿ノ書入レ又ハ特別ノ事情ニ因ル事務所ノ損失労働ノ整理ノ爲ノ事務所被借者 適法ニ使用セラルル一切ノ事務所被借者ニ屬スル使走又ハ世話人	決算當日ヨリ少クモ二週間前ノ事前ノ届出	各決算ニ付四週間以内一日三時間 一日三時間、一月六日	特別率 特別率 特別率 特別率 特別率

第二十五表 商品ノ配達、取扱及荷造並移轉又ハ再組織ノ爲ノ超過時間

國名	除外例ノ性質	除外例ヲ利用スルニ當リ遵守スヘキ形式	延長時間ノ最長限度又ハ超過時間ヲ含ム一日若ハ一週ノ最長限度	報酬ノ率
歐羅巴	移轉		制限ナシ——十二時間以上ノ不斷的休息時間(兒童及年少者ニ付テハ十四時間)	普通ノ率
佛蘭西	商品ノ運搬、配達、發送及荷造		一時間乃至四時間	普通ノ率
希臘	商品ノ運搬、荷卸シ及配達、新構内ヘノ移轉	労働ノ開始スルヤ否ヤ權限アル警察官廳ニ届出ツルコト	一日一時間半	普通ノ率
「ソヴィエツト、ロシア」	「パン」屋、配達人 緊急労働	労働監督局ノ許可	午後九時迄	特別ノ率
亞米利加 加奈陀	商品ノ配達ニ通常使用セラルル十四歳以上十六歳未満ノ子供		一週六十六時間	普通ノ率
「オセアニア」 濠洲	商品ノ配達ニ使用セラルル者	監督官長ノ文書ニ依ル許可	一年ニ六週間以内一週七十時間	特別ノ率
「ガイクトリア」	(註)		一週三時間	普通ノ率
新西蘭	店舗 或ル地域以外ノ商品ノ配達			

(註) 首府ノ區及一切ノ都市

び附隨的労働の爲めの労働時間の延長に付て規定してゐるが、それは企業内の掃除、保安、暖房及び準備、設備の點檢等を含んでゐる。條件又は形式は白耳義(勅令)及び獨逸(被傭者の法律上の代表者に對する諮問)に於てのみ規定されてゐる。

「ユーゴ、スラヴィア」に於ては、此の種の労働は國民經濟大臣の發する特別規則を以て定められねばならない。

延長時間は白耳義、獨逸、及び「ユーゴ、スラヴィア」に於ては一日二時間であり、墺地利に於ては一日一時間である。その他の國は何等の制限も定めてない。

此の種の労働は墺地利、白耳義、「チエッコスロヴァキア」、「グアテマラ」及び「ユーゴ、スラヴィア」に於ては特別の率を以て給與される。

尙ほ獨逸に於ては直接企業に關係してゐる以外の他の労働者を使用すること不可能であり且つ使用者に對し外部の援助に俟つべきことを要求することを得ざる準備的及び補助的労働に對して超過時間を許される。併し、使用者は被傭者の法律上の代表者に諮問した上労働監督官の許可を得又は關係ある使用者及び労働者の經濟的團體に諮問した上中央官廳の許可を得なければならぬ。斯る労働は特別の率を以て給與される。

第二十七表、技術的理由に依る超過時間——亞爾然丁(「コルドバ」、「サルタ」及び「サンタ、フェ」の諸

第二十六表 準備的及補助的労働ノ爲ノ超過時間

國名	除外例ノ性質	除外例ヲ利用スルニ當リ遵守スヘキ形式	延長時間ノ最長限度又ハ超過時間ヲ含ム一日若ハ一週ノ最長限度	報酬ノ率
丁 抹 (児童及年少者)	仕事ノ準備ノ爲必要ナル作業及仕事ノ終了後仕事場ノ必要ナル掃除	—	一日ニ半時間、一日ニ二十時間 (註一)	普通率
佛 蘭 西	施設物ノ正規労働時間以外ニ必然的ニ行フ補助的作業ノ準備的又ハ補助的作業 (註二)	—	一日ニ一時間乃至四時間	普通率

(註一) 一日二十時間ノ限度ハ全國教會祝日ノ前日及法律ヲ以テ特ニ選キ閉店時間ヲ定ムル他ノ日ニ付調髪業又ハ店舗(「パン」屋及菓子屋ニ屬スル商品ノ販賣場所ヲ含ム)、配給業、倉庫、雜賣場及類似ノ施設物ニ對シテ適用セス又企業主カ規定ノ時間ヲ超エテ十八歳未満ノ年少者ヲ使用スル日ニ付店舗(「パン」屋及菓子屋ニ屬スル商品ノ販賣場所ヲ含ム)、配給業、倉庫、雜賣場及類似ノ施設物並或ル種ノ事務所ノ作業ニ適用セス

準備的作業又ハ掃除ノ爲ノ半時間ノ限度及一日二十時間ノ限度ハ販賣ノ爲ノ法定ノ二箇月間小賣營業ニ於テ必要ナル掃除、商品ノ札附ケニ使用セラルル徒弟及十八歳未満ノ年少者ニ適用セス、但シ午後十時後ニ使用セラル場合ハ此ノ限ニ在ラス

(註二) 是等ノ除外例ハ各種ノ企業ニ適用スル施行規則第五條ニ規定セラル

州)「リスアニア」、西班牙及び瑞西(「バーゼル」市)に於ては、技術的理由に依る時間の延長は、工業的及び商業的企業に區別なく適用するが、主として工業的企業に依つて利用されるように思はれる。

「アルバート」州(加奈陀)に於ては労働監督官は或る場合に職業上の理由の爲労働時間の延長を許可することを得る。

第二十七表 技術的理由ノ爲ノ超過時間

國名	除外例ノ性質	除外例ヲ利用スルニ當リ遵守スヘキ形式	延長時間ノ最長限度又ハ超過時間ヲ含ム一日若ハ一週ノ最長限度	報酬ノ率
白 耳 義	仕事ノ性質上仕事ノ完成ニ必要ナル時間ヲ精確ニ定ムルコトヲ得サル場合	使用者及労働者團體、高等公衆保健會議、高等労働會議並高等商工會議ト協議ノ上發セラルル勅令(註)	—	特別率
佛 蘭 西	技術上ノ理由ニ依ル時間ノ延長	—	一日ニ一時間乃至二時間	普通率
「ラトヴィア」	必然的ニ筋肉労働者ノ労働時間ニ關係アル仕事ニ從事スル非筋肉労働者	—	筋肉労働者ト同一ノ労働時間	普通率

(註) 一九二三年三月五日ノ勅令ハ引越屋(荷積ミ荷卸シニ使用セラルル労働者ニ付)「タキシ」業、配達業及運送業ニ對シ一日ニ二時間ノ最長限度ヲ以テ一年ニ百時間ノ超過時間ヲ認ム

第二十八表、間過的労働特に監督及び監視に對する超過時間—— 奧地利、白耳義、「チェコスロヴァキア」(註一)、獨逸、「グアテマラ」、「リスアニア」、西班牙、瑞西(「バーゼル」市)に於ては通常且つ大部分單に顔を出して居ればよい労働、監督員、監視、門番、消防夫其の他に對し除外例を許可する。

此の除外例の利用は、白耳義——そこでは主として間過的労働に従事する關係労働者は使用者及び労働者の團體、並に公衆保健労働及商工最高會議に諮問した上發せらるゝ勅令を以て定めなければならな(註二)——を除いては、特別の條件又は形式に従はない。